

2022年8月19日

各 位

会 社 名 ITbook ホールディングス株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 前 俊 守
(コード：1447、東証グロース)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 神 谷 修 司
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

株主による新株式の発行及び新株予約権の発行の差止仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社が2022年8月15日開催の取締役会において決議した、第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の発行（以下総称して「本第三者割当」といいます。）に対し、本第三者割当の差止仮処分命令を求める申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

当社は、2022年8月15日付「第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、中期経営計画の達成に向けた新たな収益獲得・拡大及び財務基盤の安定化を図るため、本第三者割当を実施することを決議しております。

これに対し、当社株主より2022年8月18日付で、本第三者割当を差し止める仮処分命令の申立てが東京地方裁判所に行われ（同月18日受付）、当社は、本日、当該仮処分命令申立書等を受領いたしました。

2. 本申立てをした株主の概要

| | |
|------------------------------|----------------------|
| (1) 名 称 | 株式会社NEW ART HOLDINGS |
| (2) 所 在 地 | 東京都中央区銀座二丁目6番3号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長兼社長 白石 幸生 |
| (4) 所 有 株 式 数 (所 有 比 率) | 542,000 株 (2.4%) |

(注) 1. 所有株式数の割合は現時点の発行済株式数（22,349,701株）から自己株式数（19,232株）を除いた株式数（22,330,469株）を用いて算出しております。

2. 株式会社NEW ART HOLDINGSより、2022年6月2日付で大量保有報告書の変更報告書（No. 3）が関東財務局長に提出されております。当社としては、本日2022年8月19日現在における実質所有株式数は確認ができておりませんので、上記本申立てをした株主の概要には、2022年3月31日時点の株式名簿における所有株式数を記載しております。なお、当該大量保有報告書の内容は次のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%） |
|----------------------|-----------------|--------------|-----------------------------------|
| 株式会社NEW ART HOLDINGS | 東京都中央区銀座二丁目6番3号 | 782,600 | 3.5 |

3. 申立てがあった年月日

2022年8月18日

4. 申立ての内容

(1) 申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 申立ての対象

本第三者割当を仮に差し止めること。

(3) 申立ての理由

当社が受け取った仮処分命令申立書によれば、2022年8月15日開催の当社取締役会において決議された本第三者割当は、①本申立てをした株主の当社における議決権比率を低下させ、現経営陣の支配権を維持することを目的とするものであり、②資金調達の必要性や資金調達の実効性を欠くものであり、著しく不公正な発行方法に該当するものとして、本第三者割当の差止めを求める仮処分命令申立てを行ったとのことであります。

5. 今後の見通し

本申立ての内容については現在精査中ではありますが、本第三者割当によって既存株式の議決権の希薄化が生じるものの、中期経営計画の達成に向けた新たな収益獲得・拡大はもとより、財務基盤の安定化を図ることができることから、株主の皆様の利益拡大にもつながるものと考えております。本第三者割当により調達する資金に関しては具体的な用途を予定しており、本第三者割当は支配権の維持を目的としたものではなく、著しく不公正な発行方法に該当するものではありません。

当社といたしましては、本申立てが認められる理由はないと考えており、弁護士と相談の上で正当性を主張し対処してまいります。

今後の動向につきましては適時に開示してまいります。

(参考) 2022年8月15日決議の第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行

<本新株式の概要>

| | |
|-------------------------|---|
| (1) 払込期日 | 2022年8月31日 |
| (2) 発行新株式数 | 普通株式 1,520,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき423円 |
| (4) 調達資金の額 | 642,960,000円 |
| (5) 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法によります。 FP成長支援F号投資事業有限責任組合 1,520,000株 |
| (6) その他 | 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の |

| | |
|--|--------------|
| | 効力発生を条件とします。 |
|--|--------------|

<本新株予約権の概要>

| | |
|---------------------|---|
| (1) 割 当 日 | 2022年8月31日 |
| (2) 新株予約権の総数 | 7,600個（新株予約権1個につき目的となる株数は100株） |
| (3) 発行価額 | 新株予約権1個当たり900円（総額6,840,000円） |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 760,000株 |
| (5) 調達資金の額 | 328,320,000円 （内訳） 新株予約権発行分 6,729,360円 新株予約権行使分321,480,000円 上記調達資金の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記調達資金の額は減少します。 |
| (6) 行使価額 | 1株につき423円 |
| (7) 割当方法 （割当予定先） | 第三者割当の方法によります。 FP成長支援F号投資事業有限責任組合 7,600個 |
| (8) 行使期間 | 2022年11月30日～2025年6月30日 |
| (9) その他 | 本新株予約権の行使については、2022年11月30日から2023年6月30日までの期間においては3,040個が行使可能であり、2023年7月1日から2024年6月30日までの期間に新たに2,280個（累計で5,320個）が行使可能となり、2024年7月1日から2025年6月30日までの期間に新たに2,280個（累計で7,600個）が行使可能となるものとする。また、各期間の末日に未行使の新株予約権が存在する場合、当該未行使新株予約権を翌期に繰り越せるものとします。 |

※詳細は、2022年8月15日付け当社プレスリリース「第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行に関するお知らせ」を参照してください。

以上